

今月1日施行の相続の改正法は次のとおりです。

① 婚姻期間20年以上の夫婦間で遺贈、贈与をした自宅を遺産の先渡しとせず遺産分割の対象財産としない。 施行日以降の遺言、贈与に適用されるので注意して下さい。

② 被相続人の預貯金を相続人の1人が遺産分割前に一定の範囲で払戻しを受ける。 範囲は預貯金額の三分の一に法定相続分割合の金額です。但し、一金融機関毎に150万円までです。

③ 遺留分を侵害された相続人は遺贈や贈与を受けた者に対し金銭の請求をすることが出来る。 遺贈

等の財産が共有とならず遺言者の意思を尊重することが出来ます。

④ 相続人以外の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合は相続人に対して金銭の請求をすることが出来る。 介護等の貢献に報いる事ができ公平を図るものです。

お悩みの方は専門家に
ご相談ください。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>